



西原町公告 第1号

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに西原町長に意見を提出することができる。

平成30年7月6日

西原町長 上 間



### 記

#### 1. 都市計画の種類及び名称

那覇広域都市計画下水道（西原町公共下水道）

#### 2. 都市計画を変更する土地の区域 追加する部分

西原町字幸地、棚原、徳佐田、森川、千原、上原、翁長、呉屋、津花波、小橋川内間、掛保久、小那覇、兼久、与那城、我謝、安室、小波津の一部  
（縦覧に供する別図に示す範囲）

#### 3. 縦覧期間及び時間

期 間 : 平成30年7月6日から平成30年7月20日まで  
時 間 : 午前9時から午後5時まで  
（土、日曜日および祝祭日は除く）

#### 4. 縦覧場所

西原町役場 建設部 都市整備課